（欠格条項）

第一条の二の四十四の十八　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第一条の二の四十四の十九　都道府県労働局長は、第一条の二の四十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　次に掲げる個人ばく露測定講習を行うために必要な機械器具その他の設備を有し、これを用いて個人ばく露測定講習を行うものであること。

イ　試料採取器

ロ　分粒装置

ハ　相対濃度測定器

ニ　検知管式ガス測定器

二　個人ばく露測定講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

イ　デザイン等講習にあつては、次のとおりであること。

(1)　個人ばく露測定概論

(2)　デザインに関する知識

(3)　サンプリングに関する知識

(4)　労働衛生関係法令

(5)　デザイン及びサンプリング

ロ　サンプリング講習にあつては、次のとおりであること。

(1)　化学物質管理概論

(2)　個人ばく露測定概論

(3)　サンプリングに関する知識

(4)　労働衛生関係法令

(5)　サンプリング

三　個人ばく露測定講習の講師が、次のとおりであること。

イ　デザイン等講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

講習科目	条件
個人ばく露測定概論	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

（新設）

（新設）